

# 「岡山県環境学習の進め方」の概要

## 第1章 策定の位置付け等

### ○位置付け

新岡山県環境基本計画  
(エコビジョン 2020)

環境保全活動・環境教育推進法第8条に規定する環境学習の方針、計画

県民や関係機関、団体、事業者、行政等が目標を共有し、それぞれの立場で環境学習に取り組むための指針

「岡山県環境学習の進め方」(環境学習推進プログラム)

### ○策定の考え方と特徴

知識や情報だけでなく  
体験やフィールドワークを重視

適切な役割分担  
及び緊密な連携  
により実施

理解力 実践力 問題解決力

NPO 等  
学校  
事業者  
大学等  
県・市町村

## 第2章 環境学習の目指すもの

### 目標

「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現に向けて、豊かな感性と問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり

環境学習により目指す人材

- ① 環境への高い関心を持つ人
- ② 環境の現状や環境問題の本質に対する正しい理解を持つ人
- ③ 実践力、問題解決力を備える人
- ④ 環境保全活動等へ積極的に参加する人

ライフステージに応じた環境学習

- ・「幼児期」：生活や遊びの中で環境に配慮した暮らしを習慣として身に付ける。
- ・「児童・生徒期」：学校等での自然・社会体験を通じて環境問題を理解する。
- ・「青年・ミドル期」：環境問題解決に向けて積極的に実践行動をする。
- ・「シニア期」：豊富な経験を生かした生活の知恵を次世代に継承する。

## 第3章 推進の方向性

### 1 人材の育成と活用

地域活動のリーダー養成と専門家の協力を得た活動の実践

### 2 学習の場と機会の提供

施設設備等の整備と自然観察会等の多様な行事の開催

### 3 教材・プログラムの整備

発達段階や地域の特性に応じた教材やプログラムの整備

### 4 情報の収集と提供

地域活動のリーダーや行事、施設等に関する情報収集と提供

### 5 環境学習関連施設等の連携と活用

生涯学習センターや自然保護センター等との連携の構築と活用の促進

## 第4章 各主体の役割

### 1 行政

- (1) 県
  - 環境学習を推進するための基盤づくり
- (2) 市町村
  - 地域に根ざした環境学習の推進

### 2 学校

- 発達段階に応じて、「人と関わる力」の養成
- 教職員の資質向上
- 家庭・地域等と連携・協力
- 教材を開発、活用し、体験的な学習の機会を充実
- 学校の環境を整備

### 3 地域団体・NPO

- 環境保全に対する住民意識を高め、環境学習や環境保全活動への参加の促進
- 地域での環境活動の実践を担うリーダー的な人材の育成
- 実践の輪や活動の幅を広げられるよう交流機会の提供
- 公益の新たな担い手として専門性を生かした環境保全活動の推進
- 様々な活動団体のコーディネート

### 4 事業者

- 事業者としての率先活動の実施
- 従業員等組織構成者に対する環境学習の実施
- 見学の受け入れ等専門性を生かした学習の場の提供
- 地域に溶け込んだ活動として、地域貢献活動の実施

### 5 大学等

- 高度な専門性を生かした学習プログラムの開発
- 子どもを対象にした体験学習の機会等の提供
- 指導者、技術者等の養成
- 環境学習に関する調査・研究

### 6 県民

- 子や孫へ暮らしの知恵の伝達
- 環境にやさしい生活習慣や社会規範の習得と、生命や環境を大切にする心の育成
- 家庭での環境問題についての話し合いと家族ぐるみの実践
- 地域活動への積極的な参加
- 地域の周辺環境に配慮した行動

## 第5章 推進体制

### 1 県の関係部局の連携強化

「岡山県環境基本計画推進会議」など。

### 2 県と各主体との連携、協力

- (1) 事業者、民間団体、市町村
- (2) ネットワークづくり

### 3 国、他都道府県等との連携強化

### 4 県内の関係機関等との連携

## 第6章 行動へのヒント(環境学習へのQ&A)

環境学習に関する疑問とヒントをQ&A形式で記載